

京都市保育所条例施行規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第3号

京都市保育所条例施行規則

(開所時間)

第1条 京都市保育所条例（以下「条例」という。）第3条第1項に規定する別に定める保育所の開所時間は、全ての保育所につき、午前7時から午後6時までとする。

(入所定数)

第2条 条例第4条第2項に規定する別に定める入所定数は、市長が、あらかじめ京都市子ども・子育て会議の意見を聴いたうえで、定める。

(保育費用)

第3条 条例第6条本文に規定する別に定める保育費用の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる者 1月につき、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育を受ける場合にあつては、当該額に別表第1に掲げる額を加えた額）

ア イに掲げる者以外の者であつて、次に該当する者 それぞれ次に掲げる額

(ア) 保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において4歳以上である小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） 別表第2に掲げる額

(イ) 保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において3歳であつて、4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども 別表第3に掲げる額

(ウ) 子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第4条第3項各号列記以外の部分に規定する特定満3歳以上保育認定子ども及び法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもに該当する小学校就学前子ども 別表第4に掲げる額

(エ) 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける小学校就学前子ども
別表第5に掲げる額

イ 本市以外の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）から法第20条第
1項に規定する認定を受けている者 当該者の居住地の市町村が定める額

(2) 条例第4条第1項第2号に掲げる者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲
げる額

ア 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による裁判員，補充裁判員，選任
予定裁判員又は裁判員候補者である保護者（法第6条第2項に規定する保護者をい
う。以下同じ。）に係る小学校就学前子ども 別表第6に掲げる額

イ 条例第3条第2項に定める休所日に保育を利用する小学校就学前子ども 別表第
7に掲げる額

ウ ア及びイ以外の小学校就学前子ども 別表第8に掲げる額

2 条例第6条ただし書に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第27条第3項第2号又は第28条第2項第2号に規定する政令で定める額が零
である場合

(2) 保育所を利用する者（以下「利用者」という。）と同一の世帯にその兄又は姉が2人
以上いる場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 利用者の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が保育のあった月の属す
る年度（保育のあった月が4月から8月までの間にあつては、前年度。以下「基準
年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民
税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号（同法第736条第3項にお
いて準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる所得割（同法第328条の規定によ
り課する所得割を除く。以下同じ。）（当該所得割を計算する場合においては、同法
第314条の7から第314条の9まで（これらの規定を同法第736条第3項に
おいて準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項，第5条の4第6項，第
5条の4の2第6項，第5条の5第2項及び第45条の規定は，適用せず，同法第
323条本文（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による
市町村民税の減免があつた場合においては，当該減免額を所得割の額から控除して
得た額とする。以下同じ。）を課されていない場合

イ 利用者の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての基準年度分の

地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を合算した額（以下「基準年度の所得割課税額」という。）が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額以下である場合

(ア) 前項第1号アからウまでに掲げる者 168,999円

(イ) 前項第1号エに掲げる者 211,200円

(3) 利用者の同一世帯に次に掲げる児童がある場合において、当該児童が2人以上の場合

ア 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童

イ 次に掲げる施設に入所している児童

(ア) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

(イ) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び同法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。）

(ウ) 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。）

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの

(4) 利用者が、法第59条第2号に規定する時間外保育を受ける場合であって、令第4条第1項第5号に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）又は同条第4項に規定する要保護者等がある世帯に属している場合

(5) 利用者が、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業に係る保育を受ける場合であって、被保護者がある世帯に属している場合

(保育費用の日割り計算)

第4条 月の中途において入所し、又は退所した場合における当該月の保育費用の額は、法第27条第3項第1号又は第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定する額の例による。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局子育て支援担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

世帯区分	保育費用（1時間までごと）
非課税世帯	円 1,000
その他の世帯	2,500

備考 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者のない世帯をいう。

別表第2（第3条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	保 育 費 用													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		1,900円	1,900円	2,000円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	900円	900円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
均等割課税世帯		3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,800	5,000	5,100	5,300	5,500	5,700	5,700	2,400	2,500	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800
	35,000円以上 41,999円以下	5,200	5,400	5,500	5,700	5,900	6,100	6,200	2,600	2,700	2,700	2,800	2,900	3,000	3,000
	42,000円以上 48,999円以下	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	49,000円以上 58,999円以下	10,200	10,600	10,900	11,300	11,700	12,000	12,300	5,100	5,300	5,400	5,600	5,800	6,000	6,100
	59,000円以上 67,999円以下	11,200	11,600	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800
	67,000円以上 77,100円以下	13,700	14,200	14,800	15,200	15,700	16,200	16,600	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300
	77,101円以上 96,999円以下	15,500	16,000	16,700	17,200	17,800	18,300	18,800	7,700	8,000	8,300	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 96,999円以下	16,700	17,300	17,900	18,500	19,100	19,700	20,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 102,999円以下	17,300	17,900	18,600	19,200	19,800	20,500	21,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	102,600円以上 110,999円以下	20,200	21,000	21,800	22,500	23,200	23,900	24,600	10,100	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	110,900円以上 124,999円以下	21,800	22,600	23,300	24,100	24,900	25,700	26,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上 138,999円以下	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	27,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
138,600円以上	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	28,900	11,900	12,300	12,700	13,200	13,600	14,000	14,400	

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定

子どもである場合について、それぞれ適用する。

- 2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第3条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育費用を徴収しない。
- 3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
 - (1) ア欄 保育所の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育所の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育所の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育所の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育所の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育所の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育所の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第3（第3条関係）

世帯区分	基準年度の所得課税額（件数）による区分	保 育 費 用													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		2,100円	2,200円	2,200円	2,300円	2,400円	2,400円	2,400円	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
均等割課税世帯		3,500	3,600	3,700	3,900	4,000	4,100	4,200	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,500	2,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000
	35,000円以上 41,999円以下	5,800	6,000	6,300	6,400	6,700	6,900	7,000	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	42,000円以上 48,999円以下	6,000	6,300	6,500	6,700	7,000	7,200	7,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	49,000円以上 58,999円以下	11,600	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	14,000	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	59,000円以上 67,999円以下	13,700	14,100	14,600	15,100	15,600	16,100	16,500	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	68,000円以上 77,100円以下	16,300	16,900	17,400	18,100	18,700	19,200	19,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	77,101円以上 96,999円以下	18,500	19,100	19,800	20,500	21,200	21,800	22,400	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 96,999円以下	19,100	19,800	20,500	21,100	21,900	22,600	23,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 102,999円以下	19,500	20,300	21,000	21,700	22,400	23,100	23,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	102,600円以上 110,999円以下	24,700	25,600	26,500	27,400	28,300	29,200	30,000	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	110,900円以上 124,999円以下	27,000	28,000	28,900	29,900	30,900	31,900	32,800	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上 138,999円以下	28,100	29,200	30,100	31,200	32,200	33,200	34,100	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	138,600円以上 168,999円以下	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
	169,000円以上 174,999円以下	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
174,600円以上	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	14,600	15,200	15,700	16,200	16,800	17,300	17,900	

- 備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。
- 2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第3条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育費用を徴収しない。
- 3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
- (1) ア欄 保育所の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育所の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育所の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育所の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育所の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育所の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育所の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第4（第3条関係）

世帯区分	基準年度の 所得割課税 額（年額） による区分	保 育 費 用													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
均等割課税世帯		3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
その他の世帯	1円以上4,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	35,000円以上41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	42,000円以上48,999円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	49,000円以上58,999円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	
	59,000円以上67,999円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	
	68,000円以上77,999円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	
	78,000円以上86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	
	87,000円以上96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	
	97,000円以上102,999円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	
	103,000円以上110,999円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	
	111,000円以上124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	
	125,000円以上138,999円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	
139,000円以上168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400		
169,000円以上174,999円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400		

174,600 円 以上211, 200円以下	49,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
211,201 円 以上300, 990円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
301,000 円 以上367, 990円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
368,000 円 以上396, 990円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
397,000 円 以上	70,400	72,900	75,500	78,100	80,700	83,200	85,700	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

備考1 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第3条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育費用を徴収しない。

3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

- (1) ア欄 保育所の利用時間が8時間以下である場合
- (2) イ欄 保育所の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
- (3) ウ欄 保育所の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
- (4) エ欄 保育所の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
- (5) オ欄 保育所の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
- (6) カ欄 保育所の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
- (7) キ欄 保育所の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第5（第3条関係）

世帯等区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	保 育 費 用			
		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
非課税世帯及び養育里親等		円	円	円	円
均等割課税世帯		1,800	900	1,600	800
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,900	2,300	4,300	2,100
	35,000円以上 41,999円以下	5,200	2,300	4,600	2,300
	42,000円以上 48,599円以下	5,400	2,300	5,000	2,300
	48,600円以上 58,099円以下	10,400	4,600	9,100	4,600
	58,100円以上 67,599円以下	12,300	5,300	10,100	5,100
	67,600円以上 77,100円以下	14,700	6,600	12,300	6,200
	77,101円以上 86,999円以下	16,600	6,600	14,000	6,600
	87,000円以上 96,999円以下	17,200	6,600	15,000	6,600
	97,000円以上 102,599円以下	17,700	6,600	15,600	6,600
	102,600円以上 110,899円以下	20,500	8,600	18,200	8,600
	110,900円以上 124,999円以下	20,500	8,600	19,600	8,600
	125,000円以上 138,599円以下	20,500	8,600	20,200	8,600
	138,600円以上 168,999円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	169,000円以上 174,599円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
	174,600円以上 211,200円以下	20,500	10,200	20,200	10,100
211,201円以上	25,700	12,800	20,200	10,100	

備考1 「3歳児」とは、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳である児童をいい、「4歳以上児」とは、同日において年齢が4歳以上である小学校就学前子どもをいう。

2 第1子の欄は利用者が令第14条各号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は利用者が同条第1号に掲げる支給認定子どもである場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、利用者と同一世帯に第3条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について第2

子の欄を適用し、その他の者については保育費用を徴収しない。

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「養育里親等」とは、令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第6（第3条関係）

世帯区分	単位	保 育 費 用			
		3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児	
		市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者
非課税世帯	1日	円 1,000	円 4,300	円 700	円 3,400
	半日	500	2,150	350	1,700
その他の世帯	1日	2,300	4,300	1,400	3,400
	半日	1,150	2,150	700	1,700

備考1 「3歳未満児」とは、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳未満である児童をいい、「3歳以上児」とは、同日において年齢が3歳以上である児童をいう。

2 「市内在住者」とは、保育所を利用する日において本市の区域内に住所を有する者をいい、「市外在住者」とは、市内在住者以外の者をいう。

3 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

4 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいい、「半日」とは、午前8時30分から午後0時30分まで又は午後0時30分から午後5時までをいう。

別表第7（第3条関係）

世帯区分	保 育 費 用			
	3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児	
	ア	イ	ア	イ
非課税世帯	円 1,000	円 800	円 600	円 500
その他の世帯	2,600	2,100	1,500	1,200

備考1 「3歳未満児」とは、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳未満である児童をいい、「3歳以上児」とは、同日において年齢が3歳以上である児童をいう。

2 ア欄は保育所の利用時間が8時間30分以上の場合について、イ欄は保育所の利用時間が8時間30分未満の場合について、それぞれ適用する。

3 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

別表第8（第3条関係）

世帯区分	単位	保 育 費 用	
		3 歳 未 満 児	3 歳 以 上 児
非課税世帯	1日	円 800	円 500
	半日	400	250
その他の世帯	1日	2,100	1,200
	半日	1,050	600

備考1 「3歳未満児」とは、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳未満である児童をいい、「3歳以上児」とは、同日において年齢が3歳以上である児童をいう。

2 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

3 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいい、「半日」とは、午前8

時30分から午後0時30分まで又は午後0時30分から午後5時までをいう。

(保健福祉局子育て支援部保育課)